

発 言 通 告 書

発言者氏名	ふじそのあき
発言の会議	令和7年 9月 1日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、消防局長、教育長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 再生可能エネルギーの普及を促進しながら横須賀市の自然や景観を守ることについて

(1) 森林伐採を伴うメガソーラー建設がもたらす景観への影響と市民の懸念について

ア 湘南田浦メガソーラーについて、景観的に違和感を指摘する意見が寄せられているが、現在の状況を御存じか。

イ 市長は湘南田浦メガソーラーの景観について、どのように感じているか。

(2) 市によるメガソーラー事業者の適否判断の根拠と、その後の監視・指導体制について

ア 市が事業者を問題ないとした根拠は何か。

イ 市は事業者に対して、これまでどのような指導を行ったのか。

ウ 市長は令和3年に、国の技術基準等に基づいて設置されていると答弁したが、現在の状態は「国の技術基準等」に合致しているとお考えか。

(3) 市の施策との整合性について

ア ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランに基づき、実際に市は事業者に対して関与したのか。

イ 景観の視点において、横須賀市景観条例上の問題はないか。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進が急がれる中で、地域に受け入れられる太陽光発電施設を着実に増やしていく方策について

ア 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例にメガソーラーの規制を盛り込むなど、緑や環境を守りながらゼロカーボンを推進する条例が必要ではないか。

イ 環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインやゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランにおける環境配慮の記述に実効性を持たせることが必要ではないか。

(5) 運転が開始されたメガソーラーであっても、太陽光発電の環境配慮ガイドラインやゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランを適用し、近隣住民に負担をかけないような方法で環境を改善する必要性について

2 米軍浦郷地区における安全対策と水域の返還について

(1) 横須賀港長浦地区の米軍浦郷倉庫地区に米軍の栈橋を新設する工事について

同工事により、栈橋が完成すると、市の水域である約 1.3 ヘクタールの第Ⅰ種制限水域が米側に提供される予定で、市はその代替として同等の面積の水域が返還されるよう、国に対して申入れを行っている。

ア 栈橋新設の進捗はいかがか。

イ 返還される水域に係る国との交渉の進捗状況について伺う。

ウ 水域の返還が市民生活の向上に寄与するために、漁業や港湾関係者への聞き取り、港湾審議会への諮問、また議会への報告が必要ではないか。

エ 市の水域を米軍に提供した後、同等の水域が返還されるまでにタイムラグが生じることなく、市が希望する水域が返還され

るように、返還水域が決定するまでは、市の水域を提供しない姿勢が必要ではないか。

(2) スタンド・オフ・ミサイルへの対応について

ア 政府は日本に侵攻してくる部隊に対して射程圏外から対処するスタンド・オフ防衛能力を強化している。その一環として、米国から最大 400 発のトマホークミサイルを購入し、海上自衛隊のイージス艦に搭載する計画がある。そのことを受けて、横須賀市の海上自衛隊は米軍から指導を受け、トマホークミサイル運用の訓練を行った。トマホークミサイルは先制攻撃に使われてきた攻撃的な武器であり、日本が攻撃型の武器を保持することは違法であるが、トマホークミサイルの攻撃性について市長の認識を伺う。

イ トマホークミサイルが横須賀に配備されること自体についての市長の認識を伺う。

ウ トマホークミサイルの配備に関する情報の取得状況について伺う。

(3) 横須賀市内の自衛隊施設や米軍基地が安全に運用されるために、それぞれが所有する危険物等を市が把握する必要性について

ア 自衛隊が所有する危険物等を消防局は常に把握しているか。

イ 米軍についても自衛隊と同様に把握に努め、武器輸送の際の事前通知を求める必要があるのではないか。

ウ 自衛隊の弾薬庫は、学校などの第 1 種保安物件から 550 メートル以上の保安距離は保たれているか。

エ 米軍の弾薬庫における保安距離は設定されているか。

3 横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について

(1) 教育委員会が7月17日の教育委員会7月定例会において横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問した横須賀市立小・中学

校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について

ア 改定が求められる背景について伺う。

イ 検討の期間を十分に設けることが必要だと考えるが、期間はどのくらいを想定しているか。

ウ 逸見・中央地域の教育環境整備が検討されているさなかでも丁寧な議論ができるのか懸念がある。丁寧な検討が求められると考えるが、いかがか。

(2) 地域別協議会の位置づけが横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針と横須賀市教育環境整備計画とは異なっていることを令和5年6月定例議会の本会議で指摘したことも踏まえ、今回の改定においても、地域別協議会の意見が反映されるような仕組みを保つ必要性について

(3) 今回の改定において、パブリック・コメント手続の機会をつくり、その結果を審議会での議論と答申に生かすことについて